○外務省告示第六十四号

大韓民国は、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」を平成二十七年十二月五日に受諾した。よって、同議定書は、平成二十八年一月十四日に大韓民国について効力を生じた。

（平成二十七年十二月十六日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十八年三月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六十五号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅱは、同規約第三十四条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定により平成二十八年三月十四日に効力を生ずる。

（平成二十八年一月二十九日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十八年三月十一日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅱ4.1中「競技者は」の下に「、蓋然性の均衡により」を加える。

附属書Ⅱ4.1中4.1の規定に関する注釈を次のように改める。

4.1の規定に関する注釈　治療目的使用に係る除外措置委員会が他のドーピング防止機関により許与された治療目的使用に係る除外措置を承認するか否かについての決定を行う場合（7の規定参照）及び世界ドーピング防止機構が治療目的使用に係る除外措置を許与し、又は許与しないことの決定についての再審査を行う場合（8の規定参照）には、その事案は、治療目的使用に係る除外措置委員会が6の規定に基づいて行う治療目的使用に係る除外措置の申請についての検討を行う場合と同じものとする（すなわち、競技者がこの4.1に規定するそれぞれの条件を満たすことを蓋然性の均衡により立証しているか否かについての検討を行う。）。世界ドーピング防止機構のウェブサイトに掲載されている世界ドーピング防止機構の文書「治療目的に係る除外措置委員会の決定を支える医学的情報」は、特定の疾患との関係において、この4.1に規定する基準の適用を支援するために利用されるべきである。

○外務省告示第六十六号

平成二十八年二月二十二日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　アルファ・バリー外務・協力・在外ブルキナファソ人大臣

平成二十八年三月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第七十九号

物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十一日

財務大臣　麻生　太郎

第二条第一項中「第三位」を「第五位」に改め、「未満」の下に「（平成二十八年三月三十一日以前に発行された物価連動国債については、小数点以下第三位未満）」を加える。

○財務省告示第八十号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年十二月財務省告示第四百号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十一日

財務大臣　麻生　太郎

十二中「一ヌエボ・ソルにつき本邦通貨三九円」を「一ソルにつき本邦通貨三九円」に改める。

百二十六中「一南スーダン・ポンドにつき本邦通貨四一円」を「一〇〇南スーダン・ポンドにつき本邦通貨六三〇円」に改める。

○農林水産省告示第七百三十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十八年二月十二日　第百一号

二　登録認定機関の名称及び住所

熊本県い業協同組合　熊本県八代市千丁町新牟田百八十一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

畳表

四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

熊本県

(2)　認定を行う事業所の所在地

熊本県八代市千丁町新牟田百八十一番地

○農林水産省告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡小鹿野町長留字下原一一三の四、一一四の三、字山ノ神二六二の四、二六七の四、二六八の四、二八四の九、二八四の一〇、三三七の四、三三八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡小鹿野町長留字下原一一三の四、字山ノ神二六二の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市萩町萩沢奥二九の四一（次の図に示す部分に限る。）、二九の二八、二九の三九、二九の四〇、三一の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**